

泊食分離型宿泊プラン造成及びプロモーション業務委託仕様書

1. 目的

島内の宿泊施設や飲食店、地域 DMO 等と連携し、地域一体で「泊食分離」の仕組みを構築することで、来訪者の消費を地域内へ波及させ、まちなかの賑わい創出を図る。併せて、OTA（オンライン・トラベル・エージェント）との連携により、食をはじめとする本市の魅力発信をし、来訪意欲の喚起及び誘客拡大を目的とする。

2. 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

3. 委託上限額

8,255 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4. 業務内容

(1) 宿泊プラン造成及び販売の働きかけ

- ・ 佐渡市内の宿泊事業者等へ対象プランの造成・販売を働きかけ、本市への来訪意欲の喚起及び周遊促進を図ること。
- ・ 宿泊プランの対象期間は、令和8年10月1日の宿泊から令和9年2月13日の宿泊までとする。
- ・ 対象の宿泊施設は、ホテルや旅館のみならず、ゲストハウスや一棟貸しの宿泊施設等も含めた有料宿泊施設とする。
- ・ 対象プランは、一泊朝食付きまたは素泊まりの夕食が付与されていないプランとし、加えて宿泊事業者からの飲食店への送迎やプレゼント等のサービスを付与したものとす。
- ・ 対象プランには、佐渡市発行の飲食店で使用可能な1,000円相当のクーポン券が付与される。ただし、クーポンの発行や精算等に伴う業務は本業務委託外で実施する。クーポンの発行や精算等に伴う業務を請け負う事業者とも十分連携をいたうえで、業務を遂行すること。
- ・ Web上でのオンライン販売を原則とし、適切な販売チャネルを提案すること。

(2) 本業務における特集ページの制作

- ・ 食をはじめとする佐渡市の魅力発信を通じて誘客促進を図るために、特集ページを制作すること。
- ・ 掲載期間は、旅行者が訪問先の検討段階に周知を行うことを考慮し、対象宿泊期間の8週間前である8月から周知を開始できるよう特集ページを制作すること。
- ・ 対象プランの概要を条件や内容等を旅行者に伝わりやすい構成にすること。

(3) 宿泊クーポンの発行

- ・ (1)で造成する対象の宿泊プランのみに利用可能なクーポンを発行すること。
- ・ 宿泊クーポンの金額は、1人泊あたり500円以内とし、クーポン発行総額は500

千円とする。

- ・ 対象プランの利用が季節ごとの偏りが出ないように、宿泊クーポンの対象期間を定めるなど工夫をすること。
- ・ 国及び県で実施する割引施策や他のクーポンとの併用は原則不可とするが、具体的な併用可否の判断については、随時佐渡市と協議のうえ、決定すること。

(4) 広告配信

- ・ 旅行者の行動フェーズ（認知、検討、予約等）に応じ、旅行者へ佐渡市の魅力やキャンペーンを訴求できる効果的な手法を選定の上、キャンペーンに関する広告配信を行うこと。
- ・ 広報媒体はWeb媒体とすること。
- ・ 各広報媒体の選定理由と想定される閲覧者数を明示したうえで広報媒体を選定し、事業の目的を達成するための効果的な発信を実施すること。

(5) 宿泊者に対するアンケート調査

- ・ 対象プランを利用した宿泊者に対して、効果測定や今後の施策への反映を目的としたアンケート調査を実施すること。
- ・ アンケート項目やアンケート手法については、具体的な内容を提案し、佐渡市と協議し決定すること。

(6) 効果測定

- ・ 対象プランの利用実績や対象期間中の市内宿泊施設の予約動向（宿泊人数、予約額、予約者居住地、年代等）のデータをとりまとめ、過去の宿泊予約動向との比較等の分析を踏まえ、本事業の効果測定を行うこと。

(7) 独自性のある業務

上記業務のほか、業務の目的を達成するにあたり、必要かつ効果的な業務内容があれば独自に提案すること。

5. 目標・KPI

泊食分離プラン利用人数 1,000人泊

6. 業務の実施

業務の実施に当たっては、佐渡市との必要な協議を行い、その指示に従って業務を進めること。

7. 実績報告

宿泊実績のほか、年間を通じた調査結果を分析したうえで、課題解決方法や効果的な取り組みなどについて実績報告としてまとめ、佐渡市へ提出すること。

8. 報告・調査等

佐渡市は、最終報告書を受領後、その内容を精査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者事業所への立入り、関係諸帳簿の閲覧及び取引先への聴き取りなどの調査を行うこと

ができるものとする。

9. 委託金額の減額

佐渡市は、最終成果報告を検査した結果、仕様書に定める業務内容が遂行されていないと認める場合、委託金額の減額を行うことができるものとする。

10. その他

- (1) 受託者は、佐渡市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに佐渡市に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受託者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず佐渡市に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受託者及び業務従事者等（直接、間接を問わず本業務に関わる者）は、業務上知り得た秘密について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。これらの制限は、業務終了後においても適用される。
- (5) 業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分留意すること。万が一紛争等が発生した場合には、受託者の責任においてその解決をするとともに、速やかに佐渡市に報告すること。
- (6) 受託者は、個人情報の保護に関する法律や佐渡市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は契約解除された後においても同様とする。
- (7) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ佐渡市の承諾を得るものとする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については、両者が協議して内容を決定するものとする。